

## 【落とし物・拾い物】

警察署

### 落とし物をしたときの問合せ先

- ・ 落とし物をしたとき、遺失物・拾得物に関するお問合せは、最寄の警察署(交番、駐在所)までお願いします。
- ・ 商業等施設内、交通機関での拾得物は警察への届出までの間、各施設で保管していますので、心当たりのある方は、警察署(交番、駐在所)への遺失届と併せて各施設などにもお問合せください。

### 店舗など施設の落とし物について

- ・ 店舗などの施設では、落とし物に関する事項を掲示するか、落とし物に関する事項を記載した書面を備え付けて閲覧させることが必要です。
- ・ 落とし物の届出を受けた場合には、拾った方の求めに応じて預り書を交付してください。
- ・ 施設の方は、落とし物がお客さま・従業員が拾った物にかかわらず、7日以内に警察署に届出をしてください。  
(※7日以内に届出しない場合、権利喪失します。)
- ・ 警察署に届出をした後に落とし物と思われる方から問合せがあった場合、その方に、「受理番号」「警察署への事前連絡」を確実に伝えてください。

### 落とし物や忘れ物を拾った場合

- ・ 店舗などの施設内で拾った場合には、24時間以内にその施設の係員に届出してください。
- ・ 施設以外(路上等)で拾った場合には、7日以内に最寄りの警察署や交番・駐在所に届出をしてください。
- ・ 拾った日から7日(施設内で拾った場合は24時間)以内に届出をしないと、
  - 落とし物した人が判明し返還した時にお礼を受ける権利
  - 届出の翌日から3か月経過し、落とし物した人が現れなかった場合にその落とし物を受け取る権利
  - 落とし物の提出等に要した費用を、落とし物した人から受け取る権利

を失うこととなります。

- ・ 届出をした翌日から3か月経過しても落とし物が現れなかった時は、拾った方がその落とし物を受け取ることができます。
- ・ 受け取ることができる期間は、届出をした翌日から3か月経過した日から2か月以内です。
- ・ 携帯電話やカード類などの個人情報が入った落とし物については、個人情報の保護などの観点から、落とし物が現れなかった場合でも、受け取ることはできません。

### 落とし物の返還手続方法

#### 来訪による返還（※事前にお電話をお願いします。）

- ・ 落とし物が警察署へ届いている場合は、御本人が「身分証（運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）やパスポートなど）」をお持ちの上、警察署会計課へお越しください。
- ・ 「拾得物受理番号」の連絡があり、番号を控えて警察署までお越しになると返還手続がスムーズになります。
- ・ 拾得物の受け取りについて、御本人が来署することができない場合は、
  - 委任状を作成していただき、代理人へ返還する。
  - 着払により郵送で返還する。手続もできます。

どちらも事前の手続等が必要ですので、御本人から警察署会計課までお問合せの上、手続してください。

- ・ 拾得物の保管期限は、受理をしてから3か月間です。保管期間経過後は、処分となりますのでご注意ください。